

平成 30 年

南三陸町議会会議録

第7回定例会 12月4日 開会  
12月11日 閉会

南三陸町議会

平成 30 年 12 月 10 日 (月曜日)

第 7 回南三陸町議会定例会会議録

(第 5 日目)

平成30年12月10日（月曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者兼出納室長	三 浦	清 隆 君
総務課長	高 橋	一 清 君
企画課長	及 川	明 君
震災復興企画調整監	橋 本	貴 宏 君
管財課長	佐 藤	正 文 君
町民税務課長	阿 部	明 広 君
保健福祉課長	菅 原	義 明 君
環境対策課長	佐 藤	孝 志 君
農林水産課長	千 葉	啓 君
商工観光課長	佐 藤	宏 明 君
建設課長	三 浦	孝 君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田 中	剛 君
復興推進課長	男 澤	知 樹 君
総合支所長	佐久間	三津也 君
上下水道事業所長	阿 部	修 治 君
南三陸病院事務長	佐 藤	和 則 君
総務課長補佐兼 総務法令係長	岩 渕	武 久 君

#### 教育委員会部局

教育長	佐 藤	達 朗 君
教育総務課長	阿 部	俊 光 君
生涯学習課長	三 浦	勝 美 君

#### 監査委員部局

代表監査委員	芳 賀	長 恒 君
事務局長	三 浦	浩 君

#### 選挙管理委員会部局

書記長	高 橋	一 清 君
-----	-----	-------

#### 農業委員会部局

事務局長	千 葉	啓 君
------	-----	-----

事務局職員出席者

事務局長

三浦 浩

総務係長  
兼議事調査係長

小野 寛和

---

議事日程 第5号

平成30年12月10日（月曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第145号 工事請負契約の締結について
- 第 3 議案第146号 工事請負変更契約の締結について
- 第 4 議案第147号 工事請負変更契約の締結について
- 第 5 議案第148号 工事請負変更契約の締結について
- 第 6 議案第149号 工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第150号 業務委託変更契約の締結について
- 第 8 議案第151号 業務委託変更契約の締結について
- 第 9 議案第152号 業務委託変更契約の締結について
- 第10 議案第153号 財産の売払いについて
- 第11 議案第154号 町道路線の変更について
- 第12 議案第155号 町道路線の認定について
- 第13 議案第156号 公有水面の埋立てについて
- 第14 議案第157号 指定管理者の指定について
- 第15 議案第158号 指定管理者の指定について
- 第16 議案第159号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第17 議案第160号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第18 議案第161号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第19 議案第162号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第20 議案第163号 平成30年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

定例会、本日5日目であります。本日も活発なご発言を期待いたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において11番星 喜美男君、12番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 議案第145号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第2、議案第145号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第145号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度港漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第145号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料2冊のうち1、29ページをごらんください。

工事名、平成30年度港漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町歌津字港地内です。

工事概要は、防潮堤延長47メートル、臨港道路138メートル、水産関連用地1,600平方メートル及び町道浪板線を道路改良工事として101メートル、防潮堤乗り越し部として67メートル、合わせて168メートルを整備するものです。

入札は、平成30年11月16日、制限つき一般競争で行いました。

入札参加者は、記載の1社です。

入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から平成32年2月28日までです。

30ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。

31ページは工事箇所の平面図です。図面中央、赤に着色した区域を防潮堤、青に着色した区域を臨港道路並びに町道浪板線の防潮堤の乗り越し部、緑に着色した区域を町道浪板線の道路改良工事区間、黄色に着色した区域を水産関連用地として整備するものです。

32ページは防潮堤や道路などの標準断面図です。防潮堤は、台形状の土壘を築き表面をコンクリートブロックで被覆する傾斜型。町道浪板線は、漁港背後の山裾に約6メートルの盛り土を行い道路を整備いたします。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） おはようございます。

この、31ページの平面図から、防潮堤の背後、乗り越し道路ということで線引きしている部分と青に塗られている部分があるんですが、これくぼ地になるんでしょうか。例えば、くぼ地になったとしたら、くぼ地にたまつた水の、侵入した海水の処理というか対応はどのように考えているかですね。当然、この海拔何メートルだったか、8.7かな、防潮堤、これで防ぐという考え方であるから越えることは考えていないと思うんですよ。ただ、自然ですから、越えた場合、その背後にくぼ地があるとするとたまつた水がいつまでも抜けない可能性があるわけですが、そのときの対応って考えてありますか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） ご指摘のとおり、防潮堤背後は当初設計

ではくぼ地になっておりますが、私現地も確認いたしまして、これは防潮堤と同じ高さまで埋め立てるようにしたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、くぼ地にはならないという解釈でよろしいんですか。ということは、埋め立てたところには、もう既に側溝とかそういうものは、排水の設備はつくんですね。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） そうですね。排水設備は設けまして、いわゆる漁港に向かって流していくように、ここで申し上げますと青色で着色いたしました臨港道路がございますので、その側溝に排水を流していくような計画にしたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、隣接する個人所有の土地には水の影響というのではないという解釈でよろしいですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 原則といたしまして、道路等に降りました雨水等は全て道路側溝で排水する計画でありますので、ご指摘のように防潮堤背後の土地に降った雨も同じく側溝で受けるように考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。7番です。

前者の質問で、ここはくぼ地にならないということで了解しました。私からは、引き続きこの乗り越し道路工というのが67メートルあります。ここは防潮堤の上を通るような形になると推察いたしますけれども、それと町道改良工事、この101メートルの高さは下りにならいくのか、そのまま乗り越してつながって同じ高さでいくのか、どの辺で接点、今の浪板線の家が建っているあの周辺の高さでいうとどの辺までつながっていくのか。今、国道とのつながり、接点が切れていますけれども、国道の取りつけはどのようになっていくのか、高さ的にですね。その辺をご説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 町道浪板線の道路改良工事区間と、今回の防潮堤にあわせて整備します乗り越し道路部の接点と申しますか、これは、31ページの平

面図をごらんいただきたいと思いますが、先ほどご説明いたしましたように港漁港のほうからこの防潮堤に向かって取りついていきます臨港道路と、町道浪板線が三差路の形で交わつておるかと思います。ちょうど赤の防潮堤の上でもって三差路を形成しております。ここで、町道浪板線と臨港道路とが交差いたします。町道浪板線につきましては、ご指摘のとおり赤の防潮堤を乗り越す形で港のほうに向かっていきますが、緑の道路改良工事区間と取りついでいくということになります。道路縦断計画といたしましては、防潮堤の上部から港のほうに向かっては若干下がり気味になろうかと思いますが、あとは先ほどご説明いたしましたとおり現地盤から約6メートルほどの盛り土を行いまして、町道浪板線が山裾を迂回するような形になります。したがいまして、現行の町道浪板線は一旦漁港のほうに取りつく形になりますが、新しい浪板線は約6メートルの高さをもって山裾を回り込むような形になります。したがいまして、町道浪板線から漁港への侵入は、今回新しく設けます青色の臨港道路部分で漁港のほうに侵入することになります。また、国道との取りつけにつきましては（不規則発言あり）いいですか。以上です。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

国道との取りつけでございますけれども、国道から浪板線につきましては、現在県で工事をしていますバック堤の長堤部を占用する形で町道を設けたいと考えてございます。高さは9.8メートルでございます。それから、国道の高さでございますけれども、9.8メートルの上に橋をかけるものですから、防潮堤の天端より3メートルほど高くなる予定でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） かなり高いところでいくのだなと推察いたします。そこで、この黄色の部分ですね。水産関連用地、ここの部分でよくワカメの作業だとか地元の人たちはやるんですけど、この黄色の部分においていく道路がこれでは見えないんですけども、どのような形でこれは道路ができるのか。6メートルの高さというと、それからおりていく道路が必要かなと思われますけれども。使うのに支障があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 32ページの断面図をごらんいただきたいと思います。図面下段に水産関連用地断面図としてお示ししておりますとおり、町道浪板線とほぼ同じ高さで水産関連用地を整備してまいります。この図面では、道路と黄色く着色しました間が着色されておりませんが、ほぼ同じ高さで整備いたしますので、一体的に水産関

連用地としてお使いいただけうことになろうかとは考えております。したがいまして、港への侵入につきましては、31ページ平面図にお戻りいただきまして、一旦町道浪板線を介して、先ほどご説明いたしました港への進入路、青く着色しております臨港道路を介して、港のほうにアクセスしていただくということになります。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　高くなるということ、道路と同じ高さになるということなんですけれども、そうすると岸壁も高くなると思うんですけども、荷揚場として使われると思うんですけども、この高くなつたことによって作業工程が変わらないのか、利便性が従来どおりと変わらないのか、干潮満潮のときの使い勝手ですね。その辺はどのように変わらるのかご質問します。

○議長（三浦清人君）　建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中　剛君）　ご指摘の物揚場等、いわゆる港漁港の漁港施設としての高さは従来どおりでございますので、この黄色で着色しております水産関連用地のみが少々高台のほうに設けるということでございますので、港での作業につきましては従来と何ら変わるものではないと考えております。

○議長（三浦清人君）　ほかに。

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第145号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3　議案第146号　工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君）　日程第3、議案第146号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第146号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度南三陸町生涯学習センター建設工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第146号の細部説明をさせていただきます。

昨年の12月の議会におきまして、工事請負契約の締結に関する議決をいただいているところでございます。以来、完成を目指して工事を進めてまいりましたが、4点ほど変更事項が生じましたので今回議案として提出をさせていただきました。4点ほどございますので申し上げます。

1点目が、仮囲い材の材質の変更をさせていただいてございます。

それから現場で使うクレーンの機種の変更、それから増設がございました。

それから、空調費の軽減を図るため、特に夏場でございますけれども、網戸の計画がなかつたものですから、網戸の増設を行ってございます。

4点目でございますけれども、いわゆる接地アースの増設ということで金額が増加している状況でございます。

33ページに仮契約書がございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

34ページ、それぞれ変更内容のご説明を申し上げます。

まずもって、仮囲いとそれから使用する重機の変更の事項でございます。工事現場につきましては安全を確保するためそれぞれ工事範囲について仮囲いをしてございます。当初計画では、子供たちも多い、それから交差点であるということを踏まえて高さ3メートルの形成板、少しグレードのいいものでございますけれども、それを全面的に設置をして安全を確保するという状況で考えておりましたが、業者との協議の中で、まだ子供たちも歩行しないという状況、それから高さ的にも2メートルで十分であるということがございましたので、それぞれ変更させていただいております。

それから、重機の変更でございますけれども、今回木造ということ、それから木材の加工に

つきまして専門の業者に委託をして下請に出してございます。業者も工期のリスクがござりますものですから、それぞれ加工工場を数カ所に分けて加工してございました。そのうち1カ所の工場が実は北海道の北見市にございました。ご存じのように北海道胆振東部地震におきまして、工場は大きな被害はなかったんですが、物流が完全に停止をしてしまいました、納期までに材料を納めることが不可能となつてござります。10月に上棟式を行いましたが、出席した議員の皆様ご存じかと思いますが、実際あの時点でも全て棟上げが終わっていなくて、3分の1ほどが残っている状態で上棟式を行わせていただきました。このため、おくれた工期を回復するために、図面中央にラフタークレーン50トン型ということで、実際はそれより小さいクレーンを見ていたんですが、中央に大型クレーンを置きましてそれで工期の短縮を図ろうという作業をさせていただいてございます。

35ページが、網戸の増設の部分に係るものでございます。赤で囲った部分に網戸を増設し、特に夏場における空調費等々を削減する目的で今回設置をしたいと考えてございます。

36ページが、アースの部分でございます。今回の建物につきましては、3種類アースが必要となってございます。A種、B種、D種というものでございます。アースにつきましては、ご存じのように漏電等があった場合に火災の予防、それから利用者の安全をということで設けるものでございまして、当然感電を考えますと人体の電気抵抗よりも低い位置にアースを設けなければならないということになってございます。まずもって、A種でございますけれども、高圧電源の電気機器の漏電があった場合に人体に影響なく、それから建物に影響なく求めるものでございまして、電気抵抗が10オーム以下の場所にそういう性能を持つものをつけなきゃならないという状況でございます。それから、B種につきましては、建物内は100ボルトまたは200ボルトでございますけれども、電線に流れている電圧は6,600ボルトの電圧が流れています。万が一変圧器等に異常があった場合、6,600ボルトの電圧が建物内の全ての機器にかかるということでございますので、それを安全に地中に戻すというために設けるものでございまして、20オームから100オームの電気抵抗を確保しなければならないとなつてございます。それから、D種につきましては一般に使われている電気機器のために求めるものでございまして、100オームのものがあればいいということになってございます。当初設計段階では、敷地の造成工事がまだ終了していないという状況の中で、本来であれば一定程度調査をして、事前に対応すべきものをつくっておかなければならなかつたわけですけれども、まだ造成が途中であるということがございます。それと、接地抵抗につきましては年間を通じて変化をする、それと含水量、要は湿気状況によりましても違いますし、盛り土の高さ等

によっても違うということで、当初設計は想定をしながら、周りの状況を見ながら、ボーリングデータ等を参考にしながら決定をしてございました。実際、建物の位置が決まって、アースの接地状況も確認をすると、当初設計ではなかなかそれらの数値を確保できないということがございまして、37ページに断面図がございますけれども、A種については約20メートルのボーリングをしてそこにアースの接地をする、B種につきましては約5メートル、D種につきましては約3.5メートルのそれぞれアースを設けなきやならないということがわかりましたので、今回利用者の安全それから建物の安全を考慮しましてアースの変更をするものでございます。これによりまして、約950万円ほどの増設となります。利用者の安全を考えますと、当初で本来はしっかり調査をすべきでございましたけれども、そういうまだ敷地の造成が終了していないということでございましたので、今回増設となりました。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 工種の変更については説明いただきましたが、仮契約書の中では工期が変更になるのかなど、参考資料の33ページによれば1カ月ですか、あたりになるというこのようござりますので、それによってオープンであるとか、新しい生涯学習センター、公民館、図書館の開館に当たって何か影響は出ないのかどうか、確認させていただきたいと思います。

それから、ちょっと関連になるかどうかわかりませんが、工種の変更に直接は関係ありませんけれども、FSC材の全体認証を取得したいというような取り組みが行われていると聞いておりますけれども、それも今回の工種変更等によって影響があつたり、ないのか。または、現在どのような、認定についての進捗がなされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦孝君） 2点についてお答えをしたいと思います。

1点目は供用開始の時期でございますけれども、工期がどうもおくれそうだという状況がわかった段階で、教育委員会とはご相談申し上げております。4月中の開館ということを目指して進めているわけでございますけれども、何とか引っ越し、その辺の調整をこれまでさせていただいていまして、何とか大丈夫だというご返事はいただいているところでございます。

それからFSCへの影響でございますけれども、特に際立って今これが問題とか課題とかというのは出てきておりませんので、工期は延びますけれども予定通り進むものと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） オープンには影響ないということですので、引っ越しの期間がもしかしたら詰まった分、ほかのところにしわ寄せはあるのかもしれません、そこは回復していくだけるように取り組んでいただきたいと思います。オープンがおくれるということになると、これはやっぱり町民への影響が大きくなりますので。

F S Cに関しては、今回の変更による影響はないということですね。それについて、関連になりますが、今無事に取得できそうなのかどうか、その辺の確認というのはできますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 最終的には検査といいますか、完成後に要は工事の施工管理がしっかりやっているかということが主でございますので、現在請け負っている業者、役場庁舎でJVの構成員の一員でございますので、一定程度のノウハウは持っておりますので、今のところ大きな心配はございませんが、ただいすれ、後でやり直しがきかないといいますか、プロジェクトそのものの認証でございますので、それは気をしっかりと引き締めてこれからもやっていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。何点かお伺いいたします。

まずもって1点、この網戸なんですけれども、先ほどの説明では夏場の空調の関係でこういう網戸を設けるという説明でしたけれども、そのほかにこの赤以外の部分は網戸が入らないのか。網戸というのは最初から設計の段階で入っていなきやならないんではなかろうかと思いますけれども、そのほかのところは網戸は要らないのか。

それから、一番最初に材質の変更っていうことをお伺いしましたけれども、これはどういう材質の変更になったのか。

それから、駐車場ですね、現在建設中ですけれども、駐車場は何台ぐらい、今狭いような感じがするんですけども、何台ぐらいスペース的にあるのか、その辺。

それから、アースの関係ですけれども、先ほどの説明ですと20メートルのアースをとるのが1本ありますけれども、そのほかは短いんですけれども、1本で間に合うのか。これは最初からそういうアースをとるということの、最初の計画がなかったのか、その辺。

それから、熱源ですけれども、設計の段階でソーラーを各屋根につけるというご説明でしたが、当初は、それが変わっていなければ、そのソーラーの熱源だけで消費のほうは大

丈夫、間に合うのか。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 網戸につきましては、当初は考えていなかったという状況でござります。じゃあ何で今回増設するかといいますと、実際役場庁舎の供用開始をいたしまして、実はご存じのようにここには網戸がついてございません。ですから、全ての温度管理はエアコンまたは地中熱によってやることでありますので、職員側から網戸があるといいですねというお話をいただいているところでした。ただ、ここについてはなかなか構造的に設置することが難しい窓になっておりましてそこは不可能なんだけれども、ただ、現在やっている学習センターではどうかということで確認をしたところ、もう少し増設という議員のお話でございますけれども、できればそはしたいんですが、窓枠の構造上設置できるところが限定をされていまして、それでそれぞれ製品等々確認をして設置できるのが今回赤くお示しした部分でございますので、これ以上増設することになると窓枠そのものを少し変えなければならないという状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、仮囲いの材質の変更でございますけれども、当初3メートルを見込んでいたということで、簡単に言いますとより丈夫な物を設置しないとなかなかもたないということがございました。今回、高さを2メートルに抑えられたということで、それよりは若干弱いという言い方は変ですけれども、もう少し簡易的な物でやれるので、その分は逆に言うと減額にさせていただきましたし、それと山側の部分については、山の中から子供たちが歩いてくるとか、一般の方が入ってくるということは余り考えられないで、そこは簡単なメッシュシート、網目状のシートにかえさせていただきて、金額を抑えさせていただいたという状況でございます。

それから、駐車場につきましては、これも当初でお話はしていると思うんですが、議員ご指摘のとおりそれほど多くの車がとめられるような状態ではございません。50台程度ということをご理解をいただければと思います。

それから、アースにつきましては、今回20メートルのものを1本ということで、もう一度36ページの図面を見ていただきたいと思うんですが、そこにA種でもB種でもD種でも同様にやれますよということで書いてございます。実は、浅いやつでも数を設ければ、A種の10オームという電気抵抗は確保はできます。しかしながら、あの敷地の中にこれを数を入れるといつてもいずれ限界が生じてくると。実際これ、今8本入っていますけれども、じゃあ10本やってみてどうかと。調査をしてだめなので、じゃあまた2本追加したらどうなるかという

そういう繰り返しになっていくんですね。敷地に制限がなければいいんですが、一定程度敷地に制限がございますのでいずれ限界が来るだろうと。最終的に倍にしても、実は10オームをクリアできないということも考えられますので、最初から1本深いのを打って10オームの電気抵抗を確保したほうがより確実に確保できるだろうということで、今回20メートルのボーリングをして、その1本で今回賄おうということで設定をしてございます。逆に、B種とD種につきましては、少し深くすれば8本も要らないだろうということで、従前よりはかなり深い位置になりますけれども、それほど大きな深さではないということで、数を減らしてその分深くさせていただいたという状況でございます。いずれ、100ボルトであっても場合によつては瞬間的に心停止まで行く場合もございますので、ここはこのくらいでいいだろうということではなくて、現地もしっかりと調査させていただいて、最終的にこれであれば十分安全確保できるというものに今回させていただきたいということで、ご理解をお願いしたいと思います。（不規則発言あり）

失礼いたしました。1点抜けてございました。ソーラーということで。基本的に各公共施設についてはソーラーといいますか、太陽光を入れるという方針で来てございます。ちょっと今、私もソーラーについて資料を持ち合わせていないので、どのくらいの発電量があるかどうか、ちょっと資料がございませんので後ほどお知らせをしたいと思います。ただ、それで全て賄えるかというと当然賄えませんので、そこはあくまでも予備といいますか、ということをご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ご説明でわかりましたけれども、この設計の段階でこういう電気のボルトの地下に抜けていくっていうようなものは、最初の設計の中で入れられなかつたのか。当然考えられる、考えなきやならないものだと思うんです。だから、設計の中に最初から含まれていなかつたのか、今度それが発覚したのかっていうことですね。業者委託で設計させていると思うんですけども、どっちのミスだったのか。設計を頼んでいるほうが上げてこなかつたのか、ここまで気づかなかつたのか、それが1点と、それからソーラーの関係ですね、やはり各家庭でも今ソーラーをやっていますけれども、どのくらいの、役所の関係もほとんど学校とかやっておりますけれども、そういうソーラーの費用対効果っていうものもあると思うんですけども、これ設計したときに、皆屋根の上にソーラー乗せるっていうときに、その熱源がほとんど使われるんであれば効果があるんですけども、今お伺いすると予備的にソーラーを上げているということで、あの熱源は電気か何かでとるんでしょうけれども、

果たしてこれ、機能としてどうだったのかというような。デザインを重要視した建物だったのかなという、自分ではね、これは反省材料の一つかなっていう点もいたします。まずもって、網戸もそうですね。そういう建ててみて「ああ、こうだな」っていうよりも、最初の設計の段階でわからなかつたのかどうなのか。そして、減額にもなるような材質の変更なんかはマイナスになったということはわかりましたけれども、950万円の増額になるその要因ですね、何が一番多かったのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） いっぱいありましたので、もし抜けていたらご指摘をお願いしたいと思います。

まずもって、アースでございますけれども、設計段階ではまだ敷地の造成が終わっていないということでございますので、例えそこで調査をしてもいいんですが、正しい数字が出るかということは補償がないんです。一般的には建物、当初でもやりますけれども、実際やるときに再度調査をして、本当にその数字がいいかどうか確認をして、最終的にアースを設けることになってございます。議員おっしゃるように造成途中でやっても、結局その数字は使えない数字をお金をかけて設定をするということになります。実は、近くにあるスーパーもそうだったんですが、最終的にアース、かなり増設をしなければならなくなつたということを聞いてございます。多分、民間でございますので、その辺はコスト管理はしっかりとやられて事前調査もされたと思うんですが、結果的にそのとおりは現場ではいかなかつたということもございます。まだ引き渡しを受けていない段階で一定程度調査をして結果が出たとしても、その後にまた造成が入りますので、多分数字は違ってきたんだろうなと。そうすると改めて調査費、無駄とは言いませんが、ある程度二重に投資をする形になりますので、当初では一般的にボーリングデータから用いた数字をもって想定をさせていただいてございました。

それから、ソーラーにつきましては、ちょっと私ご質問いただいて、あそこにソーラーの計画が確実にこうだというものを、ちょっと今資料等もございませんので、なかなかお答えできないんですが、経済比較ということを言うとなかなかそこは難しいんだろうなと思ってございます。ちょっと一例を申し上げますと、街灯でソーラーの街灯がございます。電気代がかからないということで設置をしてございますけれども、当然夜間つくものですからバッテリーがあるんですけども、バッテリーの耐用年数は10年と言われています。対してバッテリーの値段が10万円はすると。年間1万円の償却になるわけですけれども、街路灯であれば月500円の電気代で済むので、それで考えるとソーラーって逆に言うと投資効果ってどうなん

だろうねと考えてございまして。そういうことではなくて、やはり非常時において確実に電源をとれると、しかもそれはエコなものであるということで、多分必要性というのがあるんだろうと思ってございます。当然、ライフサイクルコストを考えますと、処理費も結構安くはございませんので、トータルで考えると今の段階では投資効果ってかなり薄いんだろうと思つていて、設置する価値はそこじゃなくて、やはりエコであったり非常時の電源の確保というところに私は重点を置くべきじゃないかと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 公共施設には国の補助金等を活用しながら太陽光を設置してございますが、基本的には地域防災計画の中で避難所等になっているというのが前提で、いろいろ国や県の支援も受けられているというのもございますので、今後地域防災計画の中で生涯学習センターがどういう位置づけをしていくのかということを加味しながら、今後検討はしてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼しました。1点抜けてございました。

今回、950万円ほどの増額ということでございますけれども、主な増額の部分ということでございますが、アースの部分が一番多くございまして、この部分で半分以上ですね、約6割がアースの増設にかかる費用でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 6割がアースということなんですけれども、給食センターなんかはどうだったんですか。アースは必要としなかったのか。この生涯学習センターだけが必要だったのか。

それから、太陽光ですね。国でも補助事業があるからやったということなんですけれども、今、冬場の時期です。午前中あそこ日が当たらないんです。夏場は当たりますけれども。そういうところからして、災害はいつやってくるかわからないんですね、時期も。そういう中で、ソーラーが確実に、太陽光が、熱源がとれる、そういうような工夫もしなきゃならないんですけども、そういうことも考えてソーラーにしたんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 給食センターも同じような状況で工事をさせていただいてござります。ただ、トータルの中でその分は他の減額部分等々がございまして、そこは金額としてはプラスマイナスにということで処理させていただいたということなので、多分といいますか、

金額の変更が特になかったので、特にお知らせをする（「ありましたよ、変更、ボーリングの」の声あり）ありましたけれども、アースの増設ということではございませんので、内容変更の中でそれは対応させていただいてございます。

それと、大変失礼申し上げました。ご質問受けていて私もソーラーについて余り記憶がなかったので今確認をしたところ、生涯学習センターには今のところソーラーパネルの設置予定はないということでございました。訂正申し上げます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も、何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、先ほど課長の答弁で、アースが6割くらい今回の増額ということなんですけれども、囲いの部分で、材質変更の影響でどれくらい安くなったのか、金額もしくは当初からの何割くらい安くなったか、その答弁をお願いします。

第2点目なんですけれども、網戸の設置ということで、前議員がいろいろ聞いたのでわかつたんですけども、その理由的なものは。そこで1点伺いたいのは、この庁舎のフィードバックみたいな形でつけるということになったという説明はわかったんですが、そこで本来冷房の用途というか、そういった使い道ですと風の通りというかそういうやつはある程度今回の網戸で効果は得られるのかどうか。2点目として伺いたいと思います。

もう1点は、これ関連になるかもしれないんですけども、さきの条例で映像音楽室A Bということで、一緒になりましたけれども、今回この図面を改めて見させていただいて、防音とか、以前の公民館のようなそういったやつの使い方ができるのかどうか、その点確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 仮囲いの変更に伴う減額でございますけれども、約380万円ほどでございます。

それから、網戸の効果ということでございますけれども、設置できる場所がある程度限定はされてございますけれども、図面を見ていただければわかるかと思いますが、主に対向といいますか、向かい合わせるような形で網戸が設置をされているのが読み取れるかと思います。風向きにはよりますけれども、いずれ吹き抜けるという環境だけは確保してあると考えてございます。

それから、防音でございますけれども、当然基本的には図書館の中にそういう部屋があるということでございますので、なるべく音が漏れないようにということで、A Bの部屋と、そ

れから視聴覚室、第2研修室（視聴覚室）になってございますけれども、この部屋について  
は防音を備えたしつらえにしてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点目はわかりました。2点目もそれなりの考えを入れたということで  
わかったんですが、最後の映像音楽室なんですけれども、以前のような使い方ということで  
確認させていただいたんですけども、今の課長の答弁ですと防音の設備のある部屋もある  
ということなんですが、この図面から見るとヘッドホンかなにかで映像を楽しむというか、  
そういった構造なのか再度伺いたいのと、あともう1点は、以前流された中央公民館の映像  
室というか、プレハブみたいな建物で、結構町内の方たち音楽活動をしていましたが、そ  
ういった場というか、どこかで設けられるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 今のご質問で、別棟で音楽活動をされていたということで、今  
回もちょっと部屋の大きさとしては小さいかもしれません、若い方々が音楽活動をしてい  
ただけるようなそういうスペースで活用していただければという考え方を持っております。

○議長（三浦清人君） ヘッドホンとかそういうのじゃなくて、部屋全体が防音になっているの  
かという質問。生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） ヘッドホンとかではなくて、中で演奏ができるような防音で、  
そのような形ができるのかなと想定しておりますが、はなはだしいのは多分対応が難しいの  
かなと思いますけれども、その辺は様子をみながら活動をしていただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 活動のほうはわかりましたけれども、ヘッドホンというの、35ページの  
図から見るとBのほうなんですが、それ囲いがないみたいな感じで見受けられるんですけれ  
ども、こここの部分の視聴覚する際の状況、その確認をしたかったんですが。多分こういう  
ふうにして、よくよその図書館でもあるようなああいうスタイルなのかどうか、再度確認さ  
せて終わりとします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） いろいろなやり方があると思うんですが、こちらとして受けていま  
すのが音楽活動等に使える部屋ということで作業させていただいていますので、そこは同じ  
ようなしつらえで考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第146号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第147号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第147号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第147号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度、歌津中学校大規模改修工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第147号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料につきましては、38ページから41ページになりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

本年6月議会におきまして、工事請負契約の締結に関する議決をいただいているところでございます。以来、現場におきまして工事を進めてございましたが、今回8カ所、約34項目にわたる変更がございましたので、提案をさせていただきました。8カ所について、大変恐縮ですが読み上げさせていただきます。

1点目、普通教室の生徒用トイレの汚水管を交換をしてございます。昭和47年に供用開始をいたしまして以来46年経過をいたしましたが、それぞれ鉄の管のパイプでございましたが、さびそれから汚物の付着によりまして、当初予定の断面が約半分ほどになっていると。人間でいえば動脈硬化が進んだ状態でございましたので、今回それを交換したと。

2点目が、屋上階段のベランダ室の壁のクラックの補修をさせていただいてございます。

3点目、普通教室東側の壁全面でございますけれども、当初予定したよりもクラックの深さが深かったり、数が多いということで、これも増となってございます。

4点目、職員室の玄関のひさしの補修ということで、ここは先生方からご指摘をいただきまして、どうも雨漏り等が見られるということでございましたので、現地を確認して補修を実施したいと考えてございます。

それから、同じく職員玄関室内の改修でございます。下足箱、これまでございませんでしたので、下足箱の増設。それから先生方の女子更衣室、かなり傷んでございましたので、それ改修をさせていただきました。

6点目、保健室に今回エアコンを設置させていただいてございます。エアコン1基を設置させていただいてございます。

7点目、キュービクル、受電施設の、これも老朽化をしておりまして、電気保安協会からかなりもうよろしくない状態であるというご指摘をいただきましたので、今回の工事にあわせて機材の更新をさせていただきたいと考えてございます。

それから、通路の整備ということで、体育館前の通路につきまして、これまで仮設住宅で主に使っておりまして、一定程度の原状復旧をして供用していたわけでございますけれども、やはり使用上もう少しグレードを上げていただきたいというお話もございましたので、今回の工事にあわせて設定をしてございます。

以上、大きく8カ所の変更箇所がございました。それぞれ、39ページから変更箇所につきまして赤色で表示をしてございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

まずもって、39ページにつきましては、体育館前の通路それとキュービクルの位置をお示ししてございます。

40ページにつきましては、赤色の場所、それぞれ増設となった部分でございます。エアコンにつきましては、下段の左下でございますけれども、エアコンをその位置に1基増設でございます。

それと、41ページ、ちょうど中段の右側の図面、これ校舎東側の立面図でございます。ここ

の壁一面についてそれぞれクラックが進行しているということで増設をしたという状況でございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君）では、ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君）再開いたします。

議案第147号、担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君）7番及川です。

るるご説明いただきましたけれども、まずもって何点か。

職員玄関の雨漏り改修などは、やはり先生方に聞かないとわからないことなんですけれども、それ以外のソフト巾木撤去新設とか、廊下サンダーがけとか、ビニールタイル取りやめ、床ビニールシート、これビニールタイルをやめて床ビニールシートにするわけですけれども、ビニールシートにするから廊下のサンダーがけが必要となってくると思われるんです。私は素人だからね、ですけれども。往々にそういうところが、取りやめして新設というのが多いんですけども、こういうことって当初にこれがわからなかったのか、当初から。今になって変更、新設、往々に出てきていますけれども、ここにきて900万円近く増額ですけれども、それらの要因ですね、こうなった要因は何だったのか。設計の段階でそこまで調査しなかつたのか、何だったのか。その辺お伺いします。

それから、保健室のエアコン新設で、新しくつけますけれども、これから小中学校のエアコンも設置するわけですけれども、その辺の関連性を持つのであれば、一緒につけたほうがいいのかなだと思いますけれども、これ1個は最初からの設計に入っていなかつたのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君）建設課長。

○建設課長（三浦 孝君）2点、お答えをしたいと思います。

まずもって、当初からわからなかったのかというご指摘でございますけれども、雑な言い方をすれば古屋の改築でございますので、開けてみなければわからないところがほとんどでございます。床も、実際取り壊してみて初めてその原因がわかって、同じ工法でやればまたい

ずれ同じ結果が見えているということでございましたので、内容等当然変更せざるを得ないという状況でございますので、基本的には変更項目がかなり、ご指摘のとおり多ございます。しかしながら、だからといって調査の段階で取り壊しをして調べるというわけにはなかなかいかない部分がございますので、そこはご理解いただくしかないかなと考えてございます。

それと、保健室のエアコンでございますけれども、当初6月の議会でご決定をいただきて工事を進めてございました。当時は当然エアコンは入ってございません。ただ、当然ことしの夏、かなり猛暑ということで、多分調子を悪くした子供たちもたくさんいたんじゃないかなということもありますし、学校から全体は無理でもとりあえず体調を崩した子供たちがしっかり回復できるように保健室だけでもというお話があったようでございます。入札差金等がございましたので、そこはこれからのことを考えればエアコンの増設はやむを得ないだろうという判断をさせていただきました。当然その段階では、全学校についてエアコンを導入するという話は一切ございませんでしたので、であれば見通しがない中であれば最低1カ所くらいはそういう部屋が必要だろうということで設置したものでございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　エアコンについてはわかりました。

タイルのソフト巾木の撤去新設なんですけれども、今までソフト巾木を使っていましたんだと思いますね。それで46年間もつてきました。これを今度は廊下サンダーがけして、タイルをやめて、床ビニールシートに新設するわけですけれども、果たしてこれってどのくらいもつのか。今まで46年間これがもたせてやってきた、これを改修工事するのに、一部どこか、目視で皆設計したのか、ただいまの答弁を聞くと目視でやったように受けますけれども、一部でも床がどうなっているかとか、使わないところなどをはがして見なかったのか、そういう、最初から目視だけの設計で上げたのか、その辺をお伺いたします。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　歌津中学校につきましては、合併前に一応大規模改修をしてございまして、床についてもその際にふぐあいがあるところについては改修工事を実施してございます。当然、床についても同様でございます。それから、20年までたっていませんけれども、同じような状況が見えるということでありましたので、それであればということで変えたものでございます。基本的に、リフォームする場合そうでございますけれども、標本的なところをとってやるという方法も当然ありますし、当然現状のまま同じような工法でやるということもございます。全体を今回取り去った後、ビニールタイルよりはシートのほうがいいだ

ろうという判断をさせていただきました。一体的になるということがございますし、タイルですとどうしてもブロックごとにそれぞれふぐあいが生じる可能性がございますので、一体のシートであれば部分的に破損するということがございませんので、そちらの方が有利だという判断でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） シートのほうがいいというお話なんですけれども、これは学校の、使っている先生方と相談したものなのか。私は素人ですけれども、ビニールシートだと、サンダーで、コンクリートの上にビニールシートを敷くのかなというイメージなんですけれども、タイルはコンクリートの上にタイルを敷くから、歩くのに負荷がタイルのほうがかかるのかなと、使い勝手がいいように思われるんですけども、その辺、学校との協議をなされたのかどうなのかをお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） タイルであれシートであれ、基本的には同じ材質でございます。タイルは30センチ四方の、こういう形ですね、これを張り合わせていくと。シートはその接合点がないといいますか、1枚物で設置をするということでございますので、一部が破損をして、言葉悪いですがけつまづくことがないと。それからそこからへがれが広がっていくことがないということでございますので、タイルよりは歩きやすいですし管理もしやすいということで（「厚みは」の声あり）厚みは同じでございます。外見上、四角に切られているか、編み目状に切ってあるか、接合面が見えるか見えないか、その点だけの違いでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第147号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第148号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第148号工事請負変更契約の締結についてを議題とした

します。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第148号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、八幡川中橋地区において、県からの委託により整備を進めている平成29年度中橋地区築堤護岸工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、議案第148号の工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料2冊のうち1の42ページをごらんください。

工事名、平成29年度中橋地区築堤護岸工事。

本工事は、中橋の上下流部の築堤護岸工事及び中橋と護岸部のすりつけ盛り土工であります。昨年9月定例会に請負契約議案を上程し、議決いただいた後、現在工事を進めているところでございます。

今般変更契約を締結したい内容についてご説明いたします。

46ページ、カラー刷りの部分でございます、お開き願います。

平面図の右側が左岸側、さんさん商店街側です。左側が右岸側、震災復興祈念公園側です。赤色の点線で囲んだ箇所3カ所につきましては、当初宮城県と協議をした中で、県が直接工事を行うエリア、つまり町に委託をしない箇所という整理をしておりましたが、周辺で実施される工事との時期の調整等を含め再度町と県とで協議を重ねた結果、町がこのエリアの工事を受託し護岸の設置等の施工をすることとしたものでございます。

加えて、昨年3月まで旧八幡橋が供用されていた関係上施工を留保しておりました中橋右岸の橋台部の北側の地盤改良工を今回追加、また、左岸側の排水はけ口工の施工について当初発注時点では整っておらなかった県との協議が今般整いましたことから追加するものであり

ます。

水色の点線で囲んだ部分につきましては、護岸工、張りブロック工の減であります。当初はこの工事で実施することといたしておりましたが、旧防災対策庁舎東側の擁壁工事と一体で当該工事業者が実施したほうが工事施工に関し効率的であることから、この部分の施工を本契約から減工するというものです。

このほか、周辺で実施している工事等の役割分担が確定しておらなかつたことから、当初契約に計上することができていなかった川表の工事用の開削通路工、これにつきまして本受託工事で実施することとして県との協議調整が整いましたことから、それに係る費用について増額とするものでございます。

工期につきましては、施工量が増となりますことから、現工期を1カ月間延長するものであります。

45ページには位置図を、43ページには仮契約書の写しを添付しております。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いいたします。

この防災庁舎の前の、ただいまの説明ですと範囲が減ということで、水色の着色になっていますけれども、これは後で公園と一緒にということなんですかけれども、今しなくてもこの公園の工事に差しさわりがないのかあるのか。そしてまた、後でした場合、これはどれほどの額がかかるのか。かえって一緒のほうがかかるないような気がするんですけども、後でということなんですかとも、外した理由をもう少し詳細にお伺いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） ご質問の点、防災対策庁舎の背後の部分でございます。この部分、延長は15.6メートルの護岸工事、張りブロック工事でございます。ことしの6月定例会にこの擁壁工事と、この張りブロック工事につきまして、県内の佐藤工務店という業者と総額3億円で請負契約を仮契約いたし、議案として提案をし、議決をいただいております。そのときに、この減額の議案もセットで上げさせていただければ非常にわかりがよかったです。ですが、今回この提案を申し上げている議案は宮城県との協定に基づいて町が受託をするということで、県の土木事務所、そして県の河川課、いろいろな手続が入ってまいります。6月にこの議案を上げられる状態であれば非常によかったです。先行してこ

の青色の部分につきましては、6月に既に佐藤工務店に発注をいたしておりまして、その部分を今回ようやく県との協議が整いましたことから、松川建設との契約の部分については減額をして、整理をするというものでございます。ということでございますので、今後やるわけではなくて、この部分につきましては既に発注をいたしております。以上です。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　なぜこの部分だけを先に発注して、そしてその後県との協議で受託するという形になったのか。県でしなくて町が受託したっていうその過程、いきさつですね、もう少し。受託されなきゃない。県でやる場合おくれるのか、それともおくれないために町が受託したのか、その辺お伺いします。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　まず、6月にこの青色の部分を、私今発注済みであると話をしました。そのときに、当然内部調整、宮城県も含めてですね、この部分を松川さんに既にやっているんだけれども、防災対策庁舎の擁壁と擁壁の真裏です、工事をするに当たっては防災対策庁舎の擁壁を設置する業者がこの護岸工事、青色の部分をやったほうが、非常に効率的であるという話は、松川建設さんも含めてさせていただいておりました。ただ、6月の定期例会にこの青色の部分を佐藤工務店さんにそういった関係から発注をするというタイミングで、松川さんのこの工事を減額するという部分の事務処理が追いついておりませんでしたので、約半年間ですか、契約上重複しているような状態が生じてしまっていました。ただ、松川さんのほうには、この部分につきましては既契約から減額をするということで、内部の工事調整、会社同士のですね、させていただいておりました。非常に、私も事務屋なのでいざいような状態が続くということについては、非常にじくじたる思いはございましたが、この青の部分を今上げたらよかつたじゃないかということにもなるんですけども、そうしますと震災復興祈念公園の開園とも密接に絡むこの擁壁設置工事の完成がおくれるということにもなりますので、じくじたる思い、断腸の思いもございましたが、非常に、大変、雑だと言われると非常に返す言葉がないんですけども、私、このような対応をとらせていただいたというものでございます。以上です。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　それでは、もう1点。

増額1億3,800万円という多額の増額なんですけれども、ここに変更理由がありますけれども、一番大きな要因は何だったのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　46ページの表がございます。仮設工5,800万円、変更理由として川表の開削通路工の増ということ、これが一番多ございます。これ以外にも、残り半分あるんですけれども、一つの工種で一番大きいのはこれでございます。これは、護岸工事を実施するに当たりまして、当然護岸の基礎工事、矢板を打ってというところから入ってくるわけです。それに入る前に、皆さんご記憶だと思うんですけども、一度盛った河川の築堤の盛り土材を、一度切って仮置きをしてという作業をしているというのはごらんいただけていると思います。一度、計画高プラス50センチですか、余盛りをして、現地盤の沈下を促進しておりましたが、それが沈下の終息を確認した後に一度切りまして、土をよけまして、そこに工事用の通路、開削通路をつくりまして、クレーンとかバイブルハンマーとかを入れまして、矢板を打ってと。結局土をよけないとクレーンが届きませんので、そういった形で通路をつくるという工事がございます。これ、左右岸で発生します。今回提案を申し上げておりますが、この開削通路工、総延長が約400メートルを超えます。この通路工を設置をしなければならないというのが一番多ございます。これにつきましては、当初当然開削通路が必要だという認識がございましたが、隣接している、うちだけがやっているわけじゃなくて、我々が受託しているその上と下の部分はこれは宮城県が直接発注している、あと旧八幡川のアバット、橋台とか、この撤去工事も県が直接やるということ等もございまして、去年の9月の段階では県が直接やるのか町に委託をするのかという部分の見きわめがまだできておりませんでした。できていない中で、5,000万円を超える金額を腰だめの数字という形で受託するわけにはいかないと。要は、どちらが施工したほうがいいのか見えてきた段階で変更しようということで今回というものでございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君）　ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）　何点か質問したいと思います。

復興祈念公園と密接にかかわりのある今回の工事の工事費の増額、そして工期の延長ということで1カ月延びるわけなんですが、10年目を迎える平成32年の3月11日、これとこの工期の完成が延びることに何も影響はないのでしょうか。10年目ということで、これをを目指して町の復興は進んでいると、私思っていましたので、祈念公園のオープン、開園に関しても、この辺の数字というのは大切だと思うんですが、その辺の兼ね合いを教えてください。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　平成32年の3月末ということで、震災発生から10年というのを

ことさらに情緒的に捉えるわけではございません。ただ、当然工期は意識しておりまして、この1ヶ月の延長が、ほかの工事がおくれるといった部分の悪影響はないのかという部分につきましては、当然考えておりました。一番気にいたしましたのは、左岸側のいわゆる道の駅の部分の整備工事への支障とかがないようにしなければいけないと思いながら、常々工事を指揮しておるところでございます。そちらのほうへのいわゆる悪影響といいますか、それはこの工期である限りほぼないと。あと、震災復興祈念公園の工事につきましても、この工期であれば今までお話をさせていただいている全体開園の工期への悪影響はないという判断をしております。以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） これまでの議案の中にも工事の変更とか、その辺がいっぱい出てきます。金額の増額とか。その辺は、とりあえず工事をしている中でいろいろな問題が発生した場合にはそれに対応していくというような工事手法の原則みたいなのがあると思うんですけれども、その辺は理解するんですが、やっぱり発災から10年というのは、やっぱり南三陸町にとっても大きなこの日という形で私は捉えています。そして今、課長が話していました道の駅、その辺も町にとっても重要な部分で、今後平行してやっていく必要性、そして期間、延びればほかの町にとっての必要な工事が延びる、その辺は町にとってマイナスかなと。できるだけ多くの支援をいただいて早く完成して、ここまできれいになりましたということを多くの支援者の皆さん、全国からの支援に応えていく、私は意味があると思います。そして、築堤とか護岸整備、これをできて初めて中橋、人道橋、隈研吾氏が設計した橋ができる、これが復興祈念公園の一つのまたメインに私はなると思っています。先ほど課長も完成時期の辺も言っていましたが、完成時期というのは、ちょっと私も新人なんで、完成時期をいつぐらいに想定して、公園の開園をどれくらいに設定しているのか。今現在で町の想定、予想、その辺ありましたら教えてください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、本工事が中橋の橋梁工事と密接に関連しているというのは、議員おっしゃるとおりでございます。当然中橋の橋梁工事の施工業者とも連絡調整、工程調整、現場調整を密に図りながら日々工事を進めているということでございますので、これは完成が平成32年3月31日が工期ということで今回上げさせていただいておりますけれども、参考までに中橋の橋梁工事の完成時期もほぼ同様と現在では考えております。あと、もう一つ、震災復興祈念公園の全体開園の時期として、目標として我々常に思っている時期は、

平成32年の秋、9月あるいは10月あたりを最終的な工期と見定めて、現在、さまざまな問題がございますけれども、何とかその全体開園を守るべく対応していると、日々業務をしてい るというところでございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 初めて私、全体開園ということで、9月、10月を目標に今やっていると。 その時期はズれる事はないと思いますが、町そして工事関係者そして県、その辺の関係を うまくバランスをとつて問題ないよう進めていかないと、この全体開園にはまた問題発生 してズれるのかなという想定もしますけれども、心配事ばかり、マイナス面ばかり考えてい たんでは、やっぱり町の復興ってなかなか進んでいかないと。そういう面からも多くの問 題があつてもそれに向かって町全体でそれを支援していくような体制をできればとつていき、 無事全体開園で多くの人たちが集まってくれることを希望いたしまして、質問を終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ確認させていただきたいと思います。

46ページの、前議員も言った青い部分なんですが、最近何かあそこの部分の工事を見ている と、 庁舎の部分だけ下がったような形状で、工事が今進められているみたいなんですが、あ そこの部分はあのままなのか。それとも従来どおりフラットになるのか。その点、まず確認 させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 先ほど、7番議員のご質問に対してお答えをしましたものと関 連いたしますが、防災対策庁舎の例えれば対岸から見たときに、多分3階とか屋上の部分まで、 近くまで、一度護岸の盛り土をいたしました。それが現在、言葉は悪いですけれどもがほつ という形で切り下げているというような状態、それがこのままなのかというご質問かと思う んですけれども、先ほど申しましたが、あれがいわゆる開削通路でございまして、一度盛つ た土砂を旧献花台、今移設しましたけれども、移設する前の献花台の周辺に一度仮置きをし て、一回よけて、盛ったのを一度切つてよけてあるんですよ。何でそんなことをするのとい う話なんですけれども、護岸工事をするときの低水部の施工をするためには、矢板を設置 したりあとはドライにして護岸の基礎工事をしたりということで、一度作業用のスペースなり をつくらないといけないということで、一度あそこを開削しているという状態でございます。 下のほうから護岸を、低水部から張ってきて、当然上のほうも護岸張らなきやいけないので 一度よけた土を戻してという形になりますので、あの状態がずっとということではございま

せん。以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の課長の説明ですと、要は公園ができるまで商店街のほうから庁舎が見えるような形に今なっているわけなんですけれども、それが作業用のスペースだったり、そう聞いたんですが、随分立派というか、コンクリート敷いて立派っぽくなっていたのでそのままなのかと思った。将来的には、その部分が消えてフラットになると、そういう認識でよろしいのかどうか、再度確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 立派というのは、工事業者が丁寧にやっていることで、非常に誉め言葉と思っております。ただ、開削通路、防対側ですと全長237メートル、幅員7メートルで設置をするということでございますが、コンクリートとかは切った部分には設置をしないで、ただ、当然敷鉄板等というような養生をしながら丁寧な仕事をしていただくと。最終的にはこのあたり、TP8.7まで築堤、再度盛り土をいたしまして、天端コンクリート、その上に中橋がもっと高いわけですので、すりつけるような形ですりつけ道路工事ということになりますので、ざっくりで申しわけないですけれども、切る前ののような状態が完成形とご認識いただければと思います。以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1つお伺いしたいです。

今回は増工分と減工分とあって、ご説明いろいろお伺いしますと、増工分というのは県の工事でやるはず、本来は管理者は県ですから県でやらなきゃいけないんですが、町がやったほうが早いですよねというところで、そもそも受託して工事発注したという経緯があって、今回そちらの工事に増工したり減工したりということがあるんですけれども、その一つ一つの工事だけに視点を絞ってふえたね、減ったね、高くなったね、安くなったねっていう議論をすることだけが大事なのではなくて、要は工事全体、町全体の復興工事がさまざまある中で誰がやるのかというところの、やったりとったりといったらいいでしょうかね、全体として俯瞰、鳥瞰した立場から見る視点というものを持たないと、1件1件の工事の発注が高くなったり、これはお金がかかっているんだね、工事が長くなっているんだねっていうことだけにどうしてもとらわれてしまうので、そうではなくて、要は今回の工事を増工した分、後に発注しなければいけない工事が減るということもあり得るんだと思うので、そこ全体像としてしっかり見れているのか。それを見るためにURにCM方式でしたっけ、一括発注というこ

とも含めて投げているんだろうと思いますので、復興終盤に向かってそこの全体像をしっかりと捉え切れているか。こういう工事、この後も発注、さまざま変更契約も続きますので、一つ最初の議案のうちに確認しておきたいと思うんですけども、対策課もそうですし、町長も含めてなのがと思いますが、鳥のように上空から全体を見渡せる視点というのはちゃんと持てているでしょうか。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　なかなかちょっと、答弁が難しいんですけども。まず、鳥の視点が大事だということですね。我々の部署に志津川地区のですけれども航空写真、毎月更新してゆっくり課長補佐とかと眺める時間とかを極力持つようにしていますけれども、ただ、基本的に復興工事においてやはり工事を誰がやるんだという部分については、まずもって管理者がやると。あともう一つの視点としては、原因者というものがございます。もう一つの視点として、管理者、原因者はそうなんだけれども、そちらがやったほうが早いよねとか、結果的に税金の投入は少ないよねというような議論、考え方、この3つくらいですかね、常に頭の中をぐるぐるぐるぐる回しながら考えております。私も、今回の、例えば矮小化するわけではないんですけども、今回赤が3つで青が1つと、この赤の3つなんんですけども、できるだけ私どもとしては、ちょっと適當じゃないですけれども、いっぱいいいぱいでやっているので余り受けたくないんですよ。ただ、町全体のことを考えれば、町がやったほうがいいと、というか町がやらざるを得ないでしょうというような部分で、今回例えば護岸工事ですね、県がやってもいいけれども、後々町でやったときに引き込み沈下あつたらどうするのかというリスクも考えたときに、やはり町でこれを受託して町の受託済みの工事とセットでやったほうが、リスクも含めて工期も含めてやっぱり妥当だということとかですね、そういったこまい部分まで、でかいところからこまい部分までですね、頭を回しながら、今回の議案として大丈夫かと、まとめて大丈夫かというところに收れんをさせてきていると。

あと、URの絡みでございますが、基本的にURにまず受けられるかどうかというのは、志津川地区についてはお話しします。ただ、受けられる、受けられないというのはURとしての考え方もあるので、結果としてURが受けている部分もありますし、町が直接発注をしている部分もあると。この辺は協議の中で決まってくるということなのかなと思っております。答えになっていないような、なったようなという答弁で申しわけないですが、以上でございます。

○議長（三浦清人君）　後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 要は、増額変更しますよというときに、これは結局いずれはやらなければいけない工事なので今やるんですということ、今やったほうが効率的なんですか、そういうといった話がないと、要は押し問答になるわけですよ。何だ、最初からわからなかつたのかと。ですので、私が申し上げたような全体像として見ればやる工事量、係る経費というのは一緒なんですよ。それを県が持つのか町が持つのかによって、今回のこの工事に関しては増額、減額があるんですよという視点を持たないと、結果的にどんどんどんどん経費ばかり膨れ上がって、結果町民の望むものができなくてということになるのが一番不安ですので、今お答えの中に税金の投入が少なくて済むよね、工事が早く終わるよね、それは町民のためですよねっていう視点はお持ちだということのようですので、それはぜひ忘れずにといいますか、あと1年、2年の終盤期ですけれども、余計にそこが大事になってくるんじゃないかなと思いますので、一つつけ加えさせてお話しさせていただければと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） 昼食のため、休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後0時02分 休憩

---

午後1時09分 再開

○議長（三浦清人君） それでは再開いたします。

議案第148号、午前中に引き続き質疑を続行いたします。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第148号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第149号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第149号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第149号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度竹下橋橋梁災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第149号の細部説明をさせていただきます。

この工事につきましては、平成27年から平成29年度までかけて債務を設定してございまして、本年度、平成30年度でございますので、平成29年に係る部分を明許繰越をして工事を施工してございます。

今回変更事項は2点ほどございます。1点目につきましては、橋梁の桁製作費が増額となってございます。この理由でございますけれども、平成29年7月に橋梁にかかる技術基準の改正が行われてございます。主な内容でございますけれども、これまで橋梁の耐用年数は50年と言われておりましたが、これを倍の100年に延ばすといいますか、100年もつ橋梁とする、それが主な内容となってございまして、このため当初計画しておりました橋梁の桁では対応できないということで内容の変更を行っているところでございます。内容の変更と申しましても、桁の断面等が大きく変わるものではなくて、中の鉄筋について、要は100年たってもさびないような構造とするということが求められましたので、そのように変更させていただきました。それに伴いまして、1,340万円ほどの増額となってございます。また、桁自体の重量が増すことから、桁をかける費用もその分増額となっておりまして、これが370万円ほどとなってございます。

もう1点でございますが、水戸辺川で現在河川のバック堤の工事を実施しております。これまで県と協議を進めながら工事を進めてまいりました。バック堤のスケジュール上、来年2月からバック堤の背後部の工事に入りたいというのが県の方針でございます。このため、工期を3月までとしておりましたが、今回1月いっぱい工事を切り上げなければならない

という状況になりました。このため、残っておりますのが橋梁の舗装、橋面の舗装ですね、等が工期内に完成する見込みがなくなったことから、1月までの工期として一旦工事を打ち切るという方向になりました。これによりまして、約810万円ほどの減額ということでございますので、差し引きますと890万円ほどの増ということになります。なお、残っております工事につきましては、今後発注を予定しております前後の取りつけ道路、町道の取りつけ道路がまだ未発注でございますので、それとあわせて工事の再発注をしたいと考えてございます。

以上で細部説明とさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点ほどお伺いします。

先ほどの説明で、今まで50年もっていたものが100年ということなんですけれども、今後こういう施工方法が今後ともとられるのか、今までやった中でじゃあ100年もたない50年の中でやっているのか、その辺の内訳の説明をお伺いいたします。施工方法ですね。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） お答えをいたします。

技術基準の改正がありましたのが昨年の7月でございます。当然、それ以前に工場で製作された物につきましては旧基準で製作をしておりますので、基本的にはある意味50年の耐用年数を持ったものと捉えて構わないかと思います。それで、竹下橋につきましては、この時点でもまだ工場製作に入っていないといいますか、平成29年度後半から製作に入ってございますので、当然時間的余裕があったということでございますので、新しい基準で製作をしてございます。当然、これから設計を含めて始まる部分については新しい基準で設計をすることになりますので、当然耐用年数は100年ということで今後とも整備をしていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、今後のこういう橋桁なんか出た場合、今までと違って増額になるというような解釈でよろしいでしょうか。見積もりは。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 変更ということは特に、これからは最初から基準が改正になっていきますので、当初から改正になった新しい基準で設計をしますので、このことが原因で増額になることは多分ないと思います。ただ、今後発注する橋梁につきましては、これまでよりも若干工事費が高くなるかということは懸念はされています。

○議長（三浦清人君）ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第149号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第150号 業務委託変更契約の締結について

○議長（三浦清人君）日程第7、議案第150号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君）提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君）ただいま上程されました議案第150号業務委託変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において整備を進めております志津川中央地区津波復興拠点整備事業外業務に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）それでは、議案第150号、業務委託変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料2冊のうち2の、1ページをお開き願います。

平成25年11月、独立行政法人都市再生機構URと委託契約を結び業務を進めてまいりました志津川中央地区津波復興拠点整備事業外業務に関しましては、今般事業の完了時期の見通し及び事業費の概算額がほぼ固まってまいりましたことから、国や県等の関係機関との間で事

業費の概算額の確定、確保に向けた協議、調整を重ねた上で、URにおいて概算額の積算を行い、このたび仮契約の締結をしたところでございます。現在の契約額に18億4,937万3,640を追加するものであります。

変更契約の主な要因といたしましては、当初契約時点から5年を経過する間における本業務を取り巻く環境、状況の変化等によるものであります。大別すると4点に集約されるものであります。

まず、議案関係参考資料の4ページをお開き願います。

本業務は、志津川の新井田地区の高台を造成し、災害公営住宅、防災集団移転促進事業の移転先、道路、公園、集会所用地や公益的施設用地を整備するという事業であります。計画当初は、計画面積17.3ヘクタール、災害公営住宅200戸、戸建て住宅用地145区画がありました。しかしながら、事業を進めていく中で開催した高台部会での意見交換、あるいは災害公営や防災集団移転促進団地への入居意向の変化等もございまして、結果として16.3ヘクタール、災害公営147戸、戸建て住宅用地135区画として整備を進めたものであります。ご承知のとおり、既に中央団地では被災された方々の生活が始まられております。しかしながら、中央団地からの発生土、これの2次搬出業務が未了であります。そうしたことから、本URへの委託業務に関しましては、来年度までかかる見通しを持っております。

今般、変更契約を結ぶに至った要因につきましてご説明いたします。当初契約締結から5年が経過し、この間工事を施工していくために必要な労務費、資材費、損料、機械のリース料ですか、年々高騰いたしております。

1点目といたしましては、物騰、物価高騰による工事費の増額、これによりまして約6億4,000万円の増額であります。当初契約では、平成25年度の積算基準に基づく歩掛りや単価を使用して事業費を算定しておりましたが、平成26年度以降毎年労務費、資材費及び機械の損料が上昇いたしております。当初契約の算定時点である平成25年度の第2四半期を100といたしますと、平成29年度第4四半期には118.1ポイント、約18.1%ほど上昇しているものと見込まれます。当初契約において、業務完了までの間におけるこれら物騰に関しましては、最終的には精算をすることといたしておりますことから、今般、所要額につきまして変更を行うというものであります。

2点目は、段階的な宅地の引き渡しに伴う安全費、仮設費の増額1億4,000万円です。

6ページをごらんください。

当初契約時点では、平成29年度に防集宅地、災害公営住宅用地を一括して町に引き渡していく

ただくというような計画でございました。それを、早期の住まいの再建を進めるため、平成27年12月から平成28年12月にかけまして、計6回に分けて宅地の引き渡しを実施することといたしましたことから、引き渡しエリアと工事エリアが隣接、ふくそうするため、必要となるバリケード、交通誘導員等の安全費、仮設費が増加したというものであります。

3点目は、事業期間の2年延伸に伴う費用、諸経費の増額として約6億4,000万円。

7ページをごらんください。

本事業に関しましては、当初契約時点において平成29年9月末までの約4年間を事業期間と見込み、事業をスタートさせました。しかしながら、議員各位篤とご承知のとおり、この時点では高台から発生した土砂をスムーズに低地部の区画整理事業地内に搬出することを前提とした概算契約でございました。こうすることによりまして、早期の高台の造成を進めようと、始めようと、スタートしたものでございました。しかしながら、関連事業である河川工事などの進捗と当然歩調を合わせなければうまくいかないという本事業の特性上、結果として高台の土砂を一度低地部に仮置きをし、その後、区画整理事業地内の盛り土すべきエリアが整った段階で2次搬土をするという手間がかかる状態になりましたことから、本業務の完了時期が当初契約時に見込んだよりも約2年間延伸することとなったというものでございます。

事業スタートから5年、ようやく事業の完了の見通しが見えてきた現時点におきまして、最終的な事業費の概算額をはじき出し、変更契約を締結したいというものでございます。諸経費は、施工業者の経費等でございます。CMJVに関する労務費、事務所費、宿舎等のリース料そしてCMJVの下請業者の労務管理費、現場事務所、宿舎のリース料等、さらにURに対する経費でございます。当初の想定では、平成29年9月までに業務を終えるものとして見込んでおりましたが、2年間事業期間を延伸せざるを得ないということから、かかる費用につきまして追加をしたいというものでございます。

4点目、その他工事の追加等で約4億3,000万円の増額。中央地区の宅地整備の前倒し、掘削土の搬出先である低地部区画整理事業区域内の工事工程調整の結果、掘削土の搬出時期と受け入れ可能時期に差異が生じまして、低地部に仮置きをせざるを得ないという状況が不可避となりましたことから、この状況を説明し、2次搬土費用につきましては別途復興交付金を認めていただいたというものでございます。加えて、今般、当初は工事を進めていく過程におきまして詳細設計等を何度も何度も繰り返すことが予想されましたことから、設計費用につきましてはほぼほぼ概算で積み上げておりました。事業完了のめどがほぼほぼ見通せることとなった今般、この点につきましても変更減をしたいというものでございます。

このほかにも、現場を進めていくに際しましては、さまざまな想定外、予想外ということが起きてまいりました。それらに対しできる限り対応し、これの繰り返しで5年間が経過したというものでございます。現場が完了するまでもう少し、最後のひと踏ん張りと思って事業に我々取り組んでいるところでございます。どうぞよろしくお願ひいたしたいと思います。

以上で細部説明といたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長による説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1点だけ質問したいと思います。

中央団地に関しては、盛り土した時点でもって宅地の部分にひび割れとかいろいろな問題がありましたけれども、その工事費というのもこの増額した部分に入っているんでしょうか。それだけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 本中央団地につきましては、ほぼほぼ切り土盤でございますが、議員お尋ねのとおり一部盛り土もエリア内にはございます。中央団地を造成していくに当たりまして、大変残念ながら施工不良というのが2年前生じました。その際、いろいろご心配、ご迷惑をおかけいたしました。その経費、当然施工不良がございましたので手直しということでしっかりと手直しをしなければいけないと、費用がかかるという点につきましてのご質問かと思うんですけども、それにつきましては当然この契約額には入っておりません。全て施工業者なりの責任において対応しているということは確認をいたしております。以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この増額の分には、補修の工事関係の経費はかかっていないと。しかしながら、ああいった2年前に問題が起こって、それ以後この土地に関しては何か問題はあったでしょうか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） いろいろ問い合わせ等々はございました。今、例えば小さいこともということであれば、擁壁に後々フェンスをつけられる便宜を図ろうということで、フェンス用の穴を、削孔をしていたんですよ。それが、要は水がたまって凍結をしてクラックにつながるというようなこととかも実際きました。そういう部分につきましては、しっかりと埋めると。仮に埋める、水がたまらないような施工をし直したり、そういう部分の

手戻りとまでは思っていないんですけども、丁寧な補修等々は繰り返しておりますが、おかげさまで何とか多くの住宅が現在建っているというところなのかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 被災住民は、被災で家をなくし、新たな終の棲家として今自分たちが住んでいる場所、そしてこの問題に関しては中央区ということなんですが、この問題発生は何かあった場合、何年くらいこの責任を町で負わなくてはいけないのか。最後にそれだけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 本工事に関しましては、町がURに業務を委託し、URがCMJVと工事請負契約を複数交わしているというものですございます。CMJVは、工事が完了したらURがしっかりと検査をし、町に引き渡すということでございます。お尋ねの件でございますけれども、通常の土木工事であれば完成検査、引き渡してから2年間は瑕疵担保期間ということでございます。ただ、加えて「ただし」というのがありますと、隠れた瑕疵が重大である場合につきましては10年間というのが一般的な瑕疵に関する取り決めかと思いまます。それにつきましては、本工事も例外ではないというものですございます。以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 参考資料の5ページに、4つの事業の内容が書かれています。1番の物価高騰による工事費の増6.4億円、これパーセントで言えば何パーセントに相当するのか、割合を教えていただきたいのが1点目。

それから次に、4番その他工事の追加等4.3億円。これは2次搬土とか土砂の運搬費用ということで理解しますが、量で何立米、あるいはちょっとイメージしやすくするためにもダンプで言えば何台分ぐらいになるのか、教えていただきたくお願いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、1点目でございますが、ちょっとざっくりですけれども、今回18億何がしという変更に対するこの6.4億円の割合は三十数%というものですございます。あと、この、もう少しあみ碎いてご説明させていただきますと、物価高騰と一口に言いましても労務費あとは資材費、あとは重機等の損料に分けられるかと思うんですけども、労務費が大体50%程度で、資材費が40%程度、そして機械の損料が10%程度と見込んでおります。

あと、④なんですけれども、新松原公園と言えばいいのか、あそこの南側にうずたかく仮置

きをさせていただいておりました。あれが、中央団地の搬出土砂の多くでございました。量としては、約50万立米でございました。ダンプ換算といたしますと、例えばざっくりですけれども、1台当たり5立米弱でございますので……、例えば5で割れば、例えば5立米まで積めないと思うんですけれども、積めば要は10万台ということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ちょっと、1点目の質問、私の聞き方が悪かったと思います。物価高騰ですね、例えばこれインフレ率とかでそういった物価がどれくらい高騰したのか、この期間でですね、どれくらいの高騰があったのかという割合をお聞きしたく思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 物価がどのくらい上がったのかということで、概算物価、物騰率表、これURで全国調査しているデータでございます。平成25年の第2四半期を最初100としますということでございましたが、例えば平成25年度末では103.7、要は3.7%の増高。翌年の、12カ月後ですね、平成26年度末は108.1。その12カ月後、平成27年度末が112.3。平成28年度末が115.6。そして平成29年度末が、先ほど私申しましたが118.1ということで、じりじりと建設工事の環境の物価が上がってきている。ちなみに、平成30年度の第1四半期末では118.5ということで、やはりまだ上がっている傾向にあると捉えております。以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。何点かお伺いいたします。

前者に引き続きまして、その物価高騰なんですけれども、今URでこれは工事をしていますけれども、現在、URが直接やっていなくてその下請、孫請けと行っているかと思うんですけれども、この物価高騰にかかる賃金ですね。賃金が、今、118.5って言われましたけれども、果たして現実の賃金がどれくらいなのかご存じであればご説明お願いいいたします。果たして、そのくらいの人たちが工事にかかわって収入が得られているかどうかということです。数字的にはこうだかもしれないけれども、現実はどうなんでしょうかということです。

それから、18億円という大金でございます。多額ですけれども、これでここの中団地の工事がこれで最終段階なのか、これ以上のことは起きないのかどうなのがお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、1点目でございます。下請に、当然元請はCMJVでございますけれども、実際現場で実際に作業をされているのは1次、2次の方々、業者の方々でございます。お尋ねの件でございますけれども、物騰分が下請のそういった方々の、作業

員の賃金にしっかりと反映されているのかどうかというお尋ねでございますが、正確にはわからないというのが多分概括的な答でございます。ただ、これ何でなのかといいますと、この物価高騰と申しますのは、契約上、下請の方々に最低賃金は幾ら、最低幾ら幾ら支払いなさいという契約は交わしてございません。これは、どの建設工事についても本町のみならずだと思います。じゃあ、この物騰分って何なんだということでございますが、工事請負を交わす場合に当然設計積算をして、かかる費用について業者さんが見積もりをして契約に至るということでございます。例えば1立米当たりの土砂を動かすのに作業員が何時間かかわらなきやいけないとか、機械はどのくらい、軽油を幾ら使うというような細かい積算で単価が決まっていくわけでございますけれども、それの大もとになる金額として毎年1回ですか、3月あたりに国土交通省が公表します労務単価というのが、そういった細かい積算のベースになる金額でございます。要は、わからないと私申しましたのは、1人当たり幾らというような形で設計書に記載がされない限りにおいて、正確にはわからないというものでございます。ただ、これじゃ答えにならないという部分もございますので、当然我々そこは気にはしているんです。URとそういった部分の意見交換とかもしております。URからは、CMJVが工事を発注するに当たっての考え方ですね、まず最初に町内業者に声をかける、町内業者で受注がなければ県内、なければ全国の協力会社というような段階を踏んでいくと。町内業者との契約に当たっては、現在、当然細かい数字は私は把握していないんですけども、ほぼほぼインセンティブ価格、いわゆるCMが下請さんに出す、幾ら幾らで出そうという金額があるんですけども、それよりもがたっと落ちた金額で受注しているのではないかと。ほぼほぼ予定した金額にニアリーというあたりで受注をされている限りにおきまして、例えば下請の作業員さんが疲弊をしているといったことではないのかなというような推認はいたしております。

長くなりましたが、これが1点目で、あと2点目なんですけれども、今回中央団地につきまして金額の変更は1回目、初めてでございます。概算枠ではございますけれども、来年には中央団地のこの業務自体を全て終えると。終えたときには、最終的には精算の変更契約をいたしたいと考えておりますけれども、大きな変更というのはこれが最後と考えております。以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 事務方は、基本、資料に基づいて、物価高に基づいてやっているのはわかります。しかし、現実に作業をしている人たちは賃金が上がらないということを言われる

んですよ。こういうものが精査になっていけば、幾らかでも徐々に上がって毎年このくらい上がったっていうんですけれども、同じだって、幾ら働いても同じだって。じゃあその上がった分はどこにいっているのかって思うんですけども。そうすると、受注した会社に全部入るのかななんて思うわけですけれども。それをなくすために、やっぱり現場の声というのも聞く必要があるのかなって、実態を調査するとか、どのくらいのベースアップがあるんですかって。例えば、行政だとベースアップがこのくらいで人事院で決まりますけれども。そういうことも参考にしながら、この高騰物価と照らし合わせながらやっていくべきでないかなと、現場の声も聞きながらっていうのも確かなことではなかろうかなと思います。

それから、この43億円の追加分、あとこれが最終だって言いますけれども、最後には精査というものはもちろん出てくると。それがプラスになるかマイナスになるか精査してみないとわからないということなので、今ここで18億円もの大金をかけて追加をやっているのですから、私としては後は大きな、残額が残る程度で、マイナス、不足追加などはあっては困るのかなと思っておりますけれども。最後にもう一回なんですけれども、これについては最後の精査で多額のお金は出ないということは言われておりますけれども、どのくらいの、何パーセントくらいの精査が出てくるのか。そしてまた、現場の声というものをどのように反映していくのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監、体調が悪いのであれば退席しても構いませんよ。

大丈夫ですか。（「大丈夫です」の声あり）復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、済みません、2点目から答弁させていただきます。

概算契約でございます。今後の変更の可能性、上がる可能性もあるし、下げる可能性もあると。概算額である限りそういうことになります。不確定要素といたしましては、先ほど申しましたが物価高騰の率がまだ上がっている状況というのがございます。それが不確定要素の一つだろうというのと、あとは、来年消費税が上がるということもございますので、そういう部分がどのくらい影響するのかという部分について、済みません、現時点ではなかなか見きわめができていないと。不足する場合はまたこれ復興交付金ということで丁寧に説明をして確保したいと考えております。ただ、できれば、何回も何回も増額というのは私も当然避けたい思いはあるんですけども、そこは契約の話でございますので、可能性としては上振れというのはほぼないんだろうなと思いながら、可能性としては否定はできないと答弁せざるを得ないということはご理解ください。

あと、1点目につきましては建設課長から答弁させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 建設工事に使用する労働者の賃金でございますけれども、毎年10月に調査をしてございます。その時点で施工している工事を約1万2,000件ほど抽出して、実際会社から賃金台帳を提出をさせ、ヒアリングをし、賃金の内容を調査しているという状況でございまして、一般的に「あなた、幾らいただいているか」という賃金ではございません。当然、賃金に含めるものとして、当然所定時間内にいただく8時間労働でいただく賃金、それから例えば手当、それから決算手当とか、業種によっては、会社によっては昼食を現物支給されている会社もございますし、10時、3時にいわゆる一服するときの飲食物も会社側で持っている部分もございます。そういうのをトータルして1日当たりの日當に換算をしていりという状況でございまして、現在働く方の多くが他の都市から単身赴任等々で来てございますけれども、場合によっては宿舎の家賃をいただいている会社もございます。当然それらも日當に換算をされますが、また、月に1度自宅に帰るときの旅費もございますので、それらも全て賃金に入れ込んでございます。また、有給を認めている会社もございますので、有給のとき働くかなくても賃金は出るわけでございますから、その部分を日當として計算をしていくということなので、当然のごとく實際いただいている金額と、設計上の金額が違つていて当たり前といいますか、逆に一緒のほうがおかしいといいますか、福利厚生が全くしていない会社はほぼほぼ一緒になると思います。しかし、しっかりした会社ほどこの差額はふえていくものだと考えてございますので、必ずしも設計上の金額と實際現場で働いている皆様の賃金が一緒になるということは基本的にはないと考えていただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今野です。私も何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、今回のこの18億5,000万円相当の変更なんですけれども、わからないから聞くんですけれども、この金額は先ほど前議員のあれに答えたようにいろいろ変動があるんだろうと思いますけれども、この金額はそういったデータをもとに町からURさんに変更してあげるからって計上したものなのか。もしくは、URからこれこれこういうことで変動がいっぱいあって経費がこのようにかかったということでの変更なのか、単純な、どちらからの変更なのか、まず第1点目伺いたいと思います。

それで、第2点目なんですけれども、私も実は労務費、ピンポイントで確認させていただきたいと思って、いろいろ確認させていただいたんですけども、先ほどの前議員の質問でわからないって、それはわかったんですけども、ただ、ここで確認したいのは、末端のこの

下請まで見直しが確認できないという、そういうことでした。それで、私いつも窓口質問つていわれているようなことばっかり聞いているものですから、実際窓口に行って聞いてみました。そうしたら、最終的に元請と下請の関係だからわからないみたいな、そういう答えをもらったものですから、そこで私、マイケル・ムーア監督じゃないですけれども、アポなし突撃調査ということでURに行ってみました。そこで担当の人が出てきたんですけども、何か担当の人が担当でないとかいろいろ言いながら、結局そちらのほうも門前払い質問みたいになってしまいました。そこで、確認したいのは、再度確認したいんですけども、地元のこの労務者の方たちとか、警備員の方たちの収入に結びついているのかという、そういうところを再度伺いたいと思います。先ほど、建設課長の答弁では、地元じゃなくてよその地区から来てこの工事に携わっている人たちの状況を説明していただきましたが、これは町の予算のあれなので、できれば地元の人たちの労務者の環境といいますか、ここのところをもう少し詳しく伺いたいと思います。

3点目なんすけれども、そういったわからないということだったんで、この18億円の変更をもし私たちが承認した場合に、この元請とか下請等も同じように変更契約がなされるのか。もしくはこれまで元請、下請等といろいろな労務関係で契約変更がなされてきていたのか。できれば根拠と申しますか、証拠のようなものが確認できるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　まず、1点目でございます。町からそれとも業者の方からという、要はアプローチですよね、どちらかということでございます。当然、この上も下もなんすけれども、志津川地区の工事を進めていくに当たって、CMだ、URだ、町だとブツブツブツとそれがそれぞれの方向を見ながら仕事をしていたのではなかなか成果は結実しないというのは、これはもう当然の話でございまして、今回の変更契約の関係につきましては、当然何年も前から話はUR、CM、町三者で話を何度も何度も重ねて本日というものでございます。具体には、CMJVとURが契約をしているわけでございますが、その契約の中で物価高騰とかにつきまして、当然に予想されるわけでございますので、そういった場合につきましてはURとCMJVの間で協議をするという条項がございます。またそれと別に、町とURで委託契約を交わしております。この契約の中でも町がURをして行っている本業務に関して、事業費の増高等があった場合はこれは協議すると記載をされております。そうしたことから、今回当然物価高騰、期間延伸等に係る費用につきましては町、UR、CM協力をしながら書類をつくりまして、資料をつくって、復興交付金の確保に当たってい

ったというものでございます。

あと、今回の18億円の増額でございますが、これは先ほど2番議員のご質問にもお答えしましたが、物価指数としては毎年毎年上がっていっているということです。これまで5年間、町はURと契約は1本でございますが、URとCMJVは複数の契約、そしてCMJVはそれらをさらに複数のロットで下請業者に発注をしているというものです。これが今回通つたら云々というご質問でございましたが、今回の18億何がしの物価高騰に関係する費用、下請業者への支払いにつきましては、ほぼほぼ既にCMJVの自己資金において支払いをしていると。要は「何だ、いつになったらお金入るんだ」というような状況に今あるのかと言わればそうではないということは言えるかと思います。私からは以上です。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 働く方の日当の件でございますけれども、ちょっと補足させていただきたいと思います。決して元請の賃金を調べるわけではなくて、工事を指定されますので、そこにかかる1次、2次それからひとり親方という言い方もございますけれども、全ての方がその調査の対象になるということでございまして、写しではなくて賃金台帳の原本をもって会場に出席をして、調査を受けるということになってございまして、毎年3割程度のものが不採用と、書類不備のため不採用となっていまして、要は賃金台帳に受領印がなかったり、日付がなかつたりしたものは信憑性に欠けるということで、全て棄却をされていて、完全にそろったものだけを採用した数字となってございますので、決して元請の金額だけで決まっていないということだけはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 再度。1点目、町からの変更なのかURからの変更なのかということなんですかけれども、答弁としてはちょっとはつきりわかりづらかったんですけども、再度、両方で協議して、何か変更ということで、実は毎月何回か町のほうもUR等と会議というか調整の場があると聞いたんですけども、そういう場で協議がなされるのか、再度確認したいと思います。

あと、2点目なんですけれども、物価の高騰というか物価指数等なんですけれども、前に課長に聞いたときは労務費約50%、資材40%、機械のリースなんかが10%という、そういう形で工事費というか、なっているという、そういう確認をいただいたんですが、そこで労務費自体もほかの自治体等と比べると平成25年当初は確かにそのあたりはいろいろな、オリンピックの関係等で上がっているという、このごろ最近になっては工事も仕上げというか、

なってきたので大分落ちついてきたという、安くなってきたという、そういう話もよその自治体の方からは聞けますが、当町においてはまだ高いままなのか、再度確認させていただきたいと思います。

あと、3番目に聞きたかったのは、そういったわからないということだったんですけれども、建設課長の答弁にあったように労務台帳等も確認するということなんですけれども、そこでの上限というか変更等は見受けられていたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　まず、証拠というすごいきつい言葉でございますが、町はURに業務、上と下、複数の業務を委託しております。URがCMJVと工事請負契約を交わしている。当然、CMJVが下請業者を使う場合に発注元であるURに対してこうこうこういう業者さんをこういう工事で使いたいということで承認等、下請承認ですね、そういう手続は当然されているかと思います。ただ、それを町が何の権限でそれを出してチェックをするんだと、どういう目的でという部分がございます。極論を言いますと、それを見る限りにおいて、適正といいますか、どのくらいの賃金が各さまざまな業種の作業員さんにお支払いされているかという部分まではわからないというものですございます。そういった部分、URの定例会があると聞いたけれども、原則週1回工事工程の確認のためにずっとやっております。さまざまな問題の共有とともに含めてやっておりますが、その会議の場で、例えば下請け業者が変わった、こうこうこういう業者だからどうのこうのという話は具体にはしておりません。町が現在そういった、要は下請の承認の書類を持っていない限りにおいてお出しすることは今はかなわないということは答弁させていただきます。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　労務費単価の調査でございますけれども、これについては町がやっているわけではなくて国でやっておりますので、こちらとすれば個々の業者の状況というのは実際わからないように当然なってございますので、知る由もないという状況でございます。それと、下請承認についてですけれども、入札のときに入札書とあわせて工事費内訳表を提出していただいてございます。我々が下請承認を出すときに、元請から出された工事内訳書と、実際下請に出すときのやはり内訳書の提出がありますので、それを見比べていて著しく金額の差異がない限りにおいては、当然それは認めざるを得ないという状況でございますし、当然各労働者といいますか、作業員の皆様の賃金の単価が載っているわけではございませんので、総価として載っていますので、こちらとすればどこの会社が1日幾ら賃金を支払って

いるという情報はあり得ないですし、またこちらでも聞く権利がないといいますか、ございませんので、そこは我々はわからないと。ただ、総額では著しい低額にならないようにチェックはさせていただいているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 最後、伺いたいんですけれども、わからないものに対して確認なんですが、実際、こういった資料で私たちは判断するわけなんですけれども、さっき課長から証拠という言葉を出されて、私も実はこういったことを確認したくはないんですけども、現にこの18億円の増額がどの部分まで波及効果といったらおかしいですけれども、契約が変わっていくのか、それがわからぬと昨今復興費いろいろ取り沙汰されていますけれども、実際わからないものに対してふえたという承認というのはなかなか難しいような気がするんです。せめて、資料提出とまではいかないんですけども、UR、CMJVの、もしくはJVと下請の変更契約とかそういったやつがあるのかどうか、これも確認できないのかどうか伺いたいと思います。そうしないと、結局この18億円というのは、実際使われてきたんでしょうけれども、どうもいま一つ。

○議長（三浦清人君） 9番。要するに、この18億円の増額の根拠を示してほしいということですか。

暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時07分 休憩

---

午後2時25分 再開

○議長（三浦清人君） それでは再開いたします。

復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 要は、今回の18億円の増額の根拠をもう少し具体に説明という点が1点ございました。

まず、5ページに概略的に記載をさせていただきましたが、例えば①につきましては今議論としているところでございますが、例えば②安全費、仮設費の増額1億4,000万円という点でございますが、これは例えば安全施設、単管バリケード、バリケード、ネットフェンスのリース料とか設置費用でございますが、約1,100メートルで2.5年間でリース料7,700万円とか、安全誘導員につきましては、これも約2年半で1億2,400万円と、雨の日も雪の日もということで、誘導していただいている方々の経費として積み上げてございます。期間延伸の部分で

ございますが、これは2年延伸ということでございまして、要はCMJVの職員の経費でございます。余り数字で言ってもというところではございますが、これまでの契約ですと4年間ということで1日1人と換算しますと約51カ月で2万1,000人ほどの延べ人数でCMJVの職員が現場なりで管理監督ということでございましたが、これが2年延びることによりまして1日1人と換算しますと2万4,240人ということになります、24カ月ふえたことによりまして3,200人ほど予算が余計にかかることになります。加えて、施工体制の確保費用といたしまして、下請さんの共通仮設費、現場管理費に相当する費用、これにつきましてもこの中に2.5億円ほど入っております。加えて、期間が延びることによりまして、URに委託している経費、これにつきましても約2億8,000万円ほど増額ということになります。加えて、先ほど下請さんとの絡みのご質問がございました。ちょっと、1年ほど前のデータではございますが、高台の中央団地の造成工事に関して、1次、2次、3次、4次まであるんですかね、下請さん、ちょっと古いんですけども去年の4月現在のデータですけれども、72社の1次、2次、3次含めてですね、会社の関与があって工事が成り立っているというものでございます。加えて、これ全体的なデータしかないんですけども、CMJVが南三陸町の建設会社さんを使っている数は11社でございます、下も含めてですね。11社ございまして、2次、3次あと1次下請合わせますと34億円ほどがCMJVから町内の建設業者さんに請負契約という形で契約がなされているということでありまして、一定程度の町に対する経済波及効果、あるいは、全くURから言われたまま町で精査もしないで今回の変更を上げているわけでも当然なくてですね、協議を重ね、さらに復興交付金の申請をすればこの書類が足りない、あの書類も出してくれという中で何とかまとめた、まとまってきたと言ったほうがいいのか、金額でございますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいというものです。

○議長（三浦清人君）ほかに。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第150号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第151号 業務委託変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第151号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第151号業務委託変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において準備を進めております志津川復興拠点連絡道路等整備事業外業務に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、議案第151号業務委託変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料2冊のうち2の、8ページをごらんください。

平成25年11月、URと委託契約を結び業務を進めてまいりました志津川復興拠点連絡道路等整備事業に関しましては、昨年9月に道路のり面工の増工や、仮設道路の設置経費等の追加ということで一度変更契約を締結いたしておりますが、今般いよいよ連絡道路の完了時期の見通しが立ってまいりましたことから、国や県等の関係機関との間で事業費の概算額の確定、確保に向けた協議、調整を重ねた上で、URをして概算額の積算を行い、今般仮契約を締結したところでございます。現在の契約額に、8億7,966万9,720円を追加するものであります。

変更契約の主な内容といたしましては、当初契約時点から5年を経過する間における本業務を取り巻くさまざまな状況の変化等によるものでございます。4点に集約されるものでございます。

議案関係参考資料の、11ページをお開き願います。

本業務は、志津川地区の高台3団地を結ぶ約2.4キロメートルの連絡道路及び志津川市街地と高台の東地区、これを結ぶ高台避難道路約600メートルを整備するものでございます。当初

契約の締結から 5 年が経過し、この間工事を施工していくために必要な労務費、資材費、損料が年々高騰いたしております。

1 点目といたしましては、物価高騰による工事費の増額でございます。これにより約 4 億 6,000 万円の増額でございます。当初契約では、平成25年度の積算基準に基づく歩掛りや単価を使用して事業費を算定しておりました。平成26年度以降毎年これら費用が上昇してきておりまして、先ほども申しましたが平成25年度の第2四半期を100 とすると、平成29年度の第4 四半期には118.1 ポイント、約18.1%ほど上昇しているものと見込まれます。当初契約において、業務完了までの間におけるこれら物騰に關しまして精算をすることといたしておりましたことから、今般所要額につきまして変更を行いたいというものでございます。

2 点目は、事業期間の 2 年延伸に伴う費用の増額分として約 3 億1,000 万円。

13 ページをごらんください。

本事業に関しましては、当初契約時点において平成29年 9 月末までの約 4 年間を事業期間と見込み、事業をスタートさせました。しかしながら、篤とご承知のとおりこの時点では隣接工事であります河川工事、国道398号、津波復興拠点、防集、区画整理等の関連事業においても詳細設計は未済、用地取得も全て完了はしておらないといった中での概算契約で始まつたものでございます。スタートから 5 年を迎えた現時点におきまして、ようやく関連事業の完了時期が見通せるところまでまいりました。現在工事を進めております志津川西団地と、国道398号を結ぶ連絡道路の整備工事が、来年度の第1四半期には完了する見込みでございまして、その後事業費の精算等を行い、来年の 9 月までに精算契約を結びたいと考えております。施工業者の経費等と申しますのは、CM JV に関する現場管理、共通仮設費等、そして CM JV の下請業者に係る共通仮設、現場管理費、さらにはURに対する経費でございます。当初の想定では、平成29年 9 月末までの経費を見込んでおりましたが、2 年間事業期間を延伸いたしましたことから、係る費用を追加したいというものでございます。

3 点目、安全費、仮設費の増で約9,000 万円。

14 ページをごらんください。

国道398号交差点付近におきまして、迂回路を新設いたしております。先月 9 日、ようやく連絡道路本線工事に着手することができる状況になりました。また、沼田ふれあいセンターから町道東浜中央線区間におきまして、大型土のうを設置、そして撤去、加えて置きガードレールの設置、交通誘導員の配置等を行っております。

4 点目、その他工事の追加等で約2,000 万円の増額でございます。

15ページをごらんください。

雨水排水工、パイ1,000のヒューム管を80メートル、点検用の人孔、マンホール2カ所、これらは当初西団地の造成工事において施工しようと計画いたしておりましたが、防集の空き区画の一般開放を早期に行いたいという町の考えのもと、この雨水排水工の工事を西団地の工事から外し、防集団地を完成させて、この工事を連絡道路工事につけかえたというものでございます。このつけかえに関しましては、国とも調整済みでございまして、本年度において西団地も含めて空き区画の一般開放を行えているというところでございます。

このほかにも、現場を進めていくに際しましては、さまざまな予想外のことが起きてまいります。それらにできる限り対応していく中で5年ということでございます。現場が終了するまであとおよそ半年、もうひと頑張りと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。復興推進課長、何か大変なときに、忙しいときに、それこそ答弁で追われているのは、本当に済みません。少しだけ教えてください。

私は、この高台を結ぶ高台横断道路というような形でいつも質問させてもらっていますが、大体見るところ、志中大橋も完成し、あと残っている部分というのは西団地に通じる道路、そこの交差点だと思うんですが、あとは残っている部分ってあるんでしょうか。

そして、今回、大体工事総額の20%が増額という形になっています。8億8,000万円ですか。先ほどの、復興推進課長の話ですと、とりあえず増額になった部分は復興庁にこういったわけでということで復興庁に申し入れて、それが復興庁で受理されて結局増額が認められたと。そして、今後のこういったURがかかわる大規模工事、何十億円という工事、これで大体終わりなんでしょうか。まだあるんでしょうか。そして、今後もこういった増額になった場合に、やっぱり復興庁と、そして交付金という形になると思うんですけども、それがもうだめだよというようなこともあるのか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 先ほど、細部説明の中で西団地が最後という話をさせていただきました。余り軽々に完成時期を具体に申すわけにはまいらないというはあるんですけども、西団地の約100メートル弱ですか、現在工事を進めておりますが、あそこがラストにな

るのかなと思っています。その時期は第1四半期、6月までには何とか完成をさせたいと。ただ、車道部分につきましては、これは町のほうでできないことを要望するわけじゃないんだけれども、例えば来年の連休、ゴールデンウイークまでには何とか車道部分だけでも開通できないかと、もう一回練り直してくれないかという話をURにはさせていただいております。最初、私、あそこの部分は年度末という話をさせていただきましたが、いろいろ、県工事もなかなかちょっと不測の事態とかも、398もございまして、どうしても1カ月程度は押してしまうということで大変申しわけないですけれども、できる限り工事工程の見直しの中で、可能な限りの工期短縮を図ってまいりたいと。

あと、これだけかというお話でございましたが、沼田地区の沼田ふれあいセンターから国道、東浜、済みません、中央線ですか、あの区間現在工事を進めております。これも、来年の3月という腹づもりで進めておりますが、できればこれから冬場になってどこもなかなかしづらい時期なんですけれども、1日でも早く、3月末と言わず少しでも早くそこを完成させてくれという話をしておりまして、現在その方向で調整を進めていただいているということです。

あと、復興交付金につきましては、不足する場合はさらにアタックをしていきたいと思っていますが、いずれ平成32年度、震災から10年が復興庁がという話もちょっと聞こえますので、本工事につきましてはその震災から10年という間に終わる予定でございますので、この間不足をする場合は再度協議をさせていただくことになろうかとは考えております。以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 現在志中大橋から西団地のほうに道路あと100メートルと。100メートルであってもその外構工事というのはいろいろな分野でかかるので、その辺はなかなか時間がかかるものだと思いますので、しかしながらその辺、一生懸命努力して頑張って、できるだけ短い期間でこれが開通することを私は祈っています。今回の工事は、平成32年3月31日まで、最後までその期間を設定していますが、その期間の間にとりあえずこの工事は終わるんだというような復興推進課長の話ですので、その辺、最初の予定どおり何とか終わらせるように努力をお願いしたいと思います。

あと、高台横断道路の拠点事業ですね、連絡道路、これに関しては町道というくくりなのか。この辺も何年かに1回は維持管理とか補修とかその辺がかかると思うんですよ。それをなぜ聞くかというと、災害公営住宅は10年たつと維持管理に、かかる維持管理は別かもしれない

んですけれども、道路もやっぱりいろいろな補修とかで維持管理費がかかってくると思うんですけれども、10年間で維持管理に20億円とか30億円とか、以前そういった説明を受けた気がします。道路の維持管理については、町道としたらば大体どれくらい、何年に幾らくらいそういう経費が必要なのか、その辺。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　工期につきましては、契約工期は議員おっしゃるとおりでございますが、我々の今の考え方といたしましては、何とか連絡道路の現場は6月いっぱいくらいで終わらせていただきたいと。その後、金額もでかく工種もさまざま多岐にわたっておりますので、しっかりと書類の整理をして精算をしたいと。それを来年の9月あるいは12月あたりで精算の議案を上げさせていただければなと思っておりますが、9月になるのか12月になるのかわからない中で、今回軽々に9月末とはちょっと私は変更できなかつたと。いずれ考えとしてはそういうものでございます。

あと、連絡道路は町道でございます。維持管理費の関係につきましては、建設課長から答弁させていただきます。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　町道の維持管理費ということでございますけれども、復興連絡拠点道路約2.4キロメートルありますけれども、当然来年からでも、もしかするとことしもそうですが、草刈り等が入ってくるだろうと。それから十数年後には舗装の打換えをしなければならないと。ざくっと言えば、この舗装を全部打換えをするということになると、多分1億円程度の費用が発生するんだろうなと思います。それと、草刈りにつきましては、年間七、八十万円、2回程度もし草刈りを業者に頼むとすれば七、八十万円程度の費用が発生すると考えてございます。

○議長（三浦清人君）　千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）　建設課長、済みません、こんな無知なものですから。そういった情報を聞いておけば、住民の皆さんにも伝えることによって、やっぱり道路の維持管理とかその辺を地区住民が考えていったりとか、道路も大切に使おうと。それでできるだけアスファルトに支障がないような感じに持つていければいいのかなと思います。今回この整備に関しては、東団地北工区から志中大橋そして西団地、そしてあと東団地の西工区から45号線まで、この工事だと思います。とりあえず便利な道路だと思います。これあればやっぱり高台で暮らしている人は楽だと思いますのでこの辺は認めますが、ただ、南三陸町における復興という意

味合いで道路整備に関しては工事がおくれたから、そもそもその理由が挙げられていますが、もう遅延しているということが最大の原因だと思います。やっぱり、大型工事ということでなかなか予定どおりにはいかないというのはわかるんですが、一般の町民は義援金とか支援金あと自己資金でもって住宅を建てている中で、町の復興事業というのは、私は、お金が足りなくなったら復興庁からもらえばいいというようなそういう安易な考えをこういった工事締結の中に見ます。やっぱり、全国の国民の税金で成り立っている復興交付金だということを指摘しまして、そういうことを考えながら工事に当たることが私は被災地の役目だと思います。幾らでも国からお金が来るから、とりあえず工期が伸び伸びになっておくれたらばまた追加の交付金を国からもらえばいい、この考えは私は間違っていると思いますので、やっぱり工事の途中でいろいろな問題があっても、その辺は何とかクリアするような形で町にはお願いしたい。町民は、あと建設工事に幾らかかるといつても、自分たちで捻出していると。そういう中で、町のこういった体制、意識、これっていうのはちょっと私は違うと思います。とりあえず、町民と同じように町も苦労して道路を大切に使う、できるだけ将来に経費とか維持費とかツケを残さないようなまちづくり、道路づくり、インフラ整備、その辺をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。

まず第1点目なんですかけれども、さきの議案でもあったんですが、この1番、2番、3番、理由は説明いただいたんですけども、このせめて億を超えるようなやつの簡単な内訳というかそういうやつを、できれば150号とあわせて資料のような形で提出いただきたいと思いますが、できるかどうか伺いたいと思います。まず第1点目。

第2点目なんですかけれども、復興拠点連絡道路ということで、これ関連になるかどうかわからないですけれども、連絡道路、ほとんどの道路が坂道となっています。冬の間、けさも大分冷え込み、きのうも雪が降りました。そこで確認したいのは、道路につく温度計の設置とかそういうやつは考えられないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 12ページの①から④までの文言じゃわからないよと、億を超えてるんだからもっとわかりやすい資料を提出すべきなんじゃないかというご質問でございます。当然、12ページの部分だけじゃ何のことかわからないと、当然そうでございますので、13ページ、14ページ、15ページですか、概要でございますがつけさせていただいたというも

のでございます。大変恐縮ですけれども、議会の審議に際しましてどういった資料をと、我々当然丁寧な資料をと考えた上、カラー刷りのこのような資料をつけさせていただいたというものです。物騰に関しましては、先ほど今野議員とご議論を交わさせていただいた内容と趣旨は同様でございます。期間延伸等に関しましても、期間が延びることによりましてCMJVの管理監督の職員の費用が当初よりもかさむと。CMJVで下請さんについてもしかりでございます。ちなみに申せば、宿舎とともにCMさん、あとは下請けさんそれぞれ持っております。そういうリース料もばかにならないようなすごい金額でございます。  
③の安全費、仮設費につきましては、これは14ページにカラー刷りで一応できる限りわかりやすくということで載せさせていただいたものでございます。その他の工事につきましても、先ほどご説明をさせていただいた2,000万円ですね、とおりでございますので、なにとぞご理解を賜ればと考えております。

あと、2点目の坂道の件でございますが、どうしても、議員ご承知のとおり中央団地の北側、そして東団地と西団地、3団地全て高台を造成した防集、災害公営の団地でございます。低地部を当然物理的に通らざるを得ないと、坂道にしないためには物すごい高さの橋をかけられば多分そうはならないでしょうけれども、なかなか現場条件あとは費用、工期等々を考えて、道路構造令、あとは警察署との交通協議を踏まえまして、その基準内での勾配でつくらざるを得ないということについてはご理解をいただきたいと思います。私からは以上でございます。（「あと温度計」の声あり）

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 温度計、国道にはところどころ主要な坂道とかそういうところにはついているかと思います。ただ、ここの場所に必要かどうか、議論も多分必要なんだろうと思うんですが、基本的には国道45号と国道398号を結ぶ道路、意外と長いようである意味短い路線でございますので、ここに温度計をつけるということは今のところ考えていないという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 第1点目なんですけれども、課長、今説明あったんですが、これ議会への説明はこれでわかると思うんですけども、私たち町の人から聞かれたときに一概にこいつ4億6,000万円とかっていうよりも、簡単に二、三項目主な項目を出していただいたほうがよりわかりやすいんじゃないかなと、私たちが説明する上でも、そういう趣でしたので、何も細部まで詳しくじやなくて、例えば物価の高騰分が何億で、労務費単価が何億、そういう

たざくつとした感じの資料も大切じゃないかと思いますので、再度伺いたいと思います。

温度計に関しては、今の車は立派というか、車の中に外気をはかる温度計がついているのもいっぱいあると思うんですけども、何分造成したほとんど坂道なので、これから、幾ら温暖化とはいえ安全のために温度計必要だと思うんですけども、これは道路をつくるときにはどういった、道路とセットにはならないのか、後づけオプションなのか、その点だけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） その資料みたいなのは、提出できないの。ないの。（「今のご質問に対してだけお答えさせていただきます」の声あり）復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 資料、申しわけございませんが、議員お尋ねの部分については現時点において作成をいたしておりません。今後、よりわかりやすい資料という観点で、資料作成には意を用いてまいります。ただ、例えばというお話、今いただきました。例えば物騰4億6,000万円と、これ何といった場合、例えば労務費が何ぼでしたという部分ですよね。であれば、先ほど議員、前にお話を、意見交換させていただいた中でもお伝えしましたが、労務費につきましては約半分ぐらいということで、このうちの2億3,000万円が労務費、資材費につきましては概略ですけれども約4割ということであればこのうちの1億8,000万円程度が資材の高騰分、残りがブルとかダンプとかクレーンとかの機械のリース料等々ということでございます。いずれ、今後も議案を上げさせていただくことは十分ありますので、その際よりわかりやすい資料の作成には十分意を用いてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） わかりやすいのは、国道に設置してある温度計だと思います。2つの意味合いがございまして、一つはちょっと大きいやつについては気象データが仙台に送られて、それぞれ道路の管理に役立てるもの。それからもう一点が、走行注意を促すもの。わかりやすいのは長い橋梁の前後に多分温度計があるケースがあると思います。どうしても橋の上は冬場は凍結しやすいということで表示をしていると思います。基本的には、道路の整備と一緒にやる例というのは余りないのかなと思ってございまして、当然橋の上ですと事故の発生率が高いところを中心に現在整備をされているところだと思います。大きいやつにつきましては、事前に除雪の出動時間の設定とか、状況判断するためにそれぞれ設置をして、その目安にしているという状況でございます。こここの連絡道路につきましては、どちらかというと注意喚起の部類に入るのかなと考えられますけれども、いずれ今回整備した路線の中でそれぞれ高台に移転をしてございますし、そこに向かう、通うための道路、ほぼほぼ坂道

でございますので、いずれつけるとなるとここだけではなくて他の団地もあわせて設置する必要があると考えてございます。そのため、費用的な面も含めて現在のところその知見を持ち得ていないという状況でございますので、今のところ設置する予定はないということでございます。ですので、これからその走行状態、それから気象状況等を勘案して、必要な箇所についてはそれぞれ検討が必要だと考えてございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第151号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日これより議会運営委員会開催予定であります。したがいまして、本日はこれにて延会することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明11日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時02分 延会